

平成25年度

「愛情銀行福祉機器等購入助成事業」

実施要綱

◇募集期間◇

平成25年10月1日から11月30日まで

目 的

本事業は名寄市愛情銀行運営委員会が主催する「チャリティ映画会」の益金を活用し、町内会・老人クラブ・ボランティア指定校・福祉団体等を対象に、名寄市の地域福祉活動・ボランティア活動の振興を図るため、その活動に必要な備品等購入の助成を目的とするものです。

社会福祉法人名寄市社会福祉協議会

①助成対象分野・助成団体等

対象分野	<ul style="list-style-type: none"> ・高齢者・障害者等福祉活動に必要な備品 例) 録音図書用高速ダビング機、点字プリンターなど ・子供の健全育成活動推進に係る備品 例) 福祉講習等に使用する高齢者擬似体験セット、車いす、点字版など ・その他名寄市社会福祉協議会会長及び名寄市愛情銀行運営委員会委員長が特に必要と認めるもの
対象団体	<ul style="list-style-type: none"> ・町内会 ・老人クラブ ・ボランティア指定校 ・名寄市社会福祉協議会に登録している福祉団体 ・その他名寄市社会福祉協議会会長及び名寄市愛情銀行運営委員会委員長が特に認める団体 <p>※ただし、営利目的や政治・宗教を目的とする団体は除きます。</p>
助成事業	<ul style="list-style-type: none"> ・申請事業が、福祉を目的とするその団体にとって、活動に有益性があるもの ・申請事業に収益性がないもの <p>※上記項目の全てに該当しなければなりません。 ※助成備品の用途は、申請事業での使用が主目的であるものに限りします。</p>

②助成方法

- ・助成の方法は物品とし、物品には「名寄市愛情銀行助成」と名入れをいたします。
- ・助成物品は、毎年開催される名寄市社会福祉協議会主催、名寄市福祉団体関係者新年交礼会席上にて目録により贈呈を行います。

③助成団体数及び助成金額

- ・助成団体数は、予算の範囲内において助成する。
 - ・備品購入の助成は、1件20万円以内とします。
- ※ただし、購入額がこの額を超える場合については、申請団体の負担とします。

④助成の募集期間

- ・本事業の募集期間は平成25年10月1日から11月30日までとします。

⑤申請方法

- ・申請者は、「別記様式1 平成25年度愛情銀行福祉機器等購入助成事業申請書」により名寄市社会福祉協議会に申請をします。

※なお、下記項目に該当する場合は申請することができません。

- ・当該年度に他機関・団体から助成を受けた場合。ただし、運営費助成は除く。
- ・本事業の助成を受けてから3年を経っていない場合。

⑥審査及び結果通知

・名寄市愛情銀行運営委員会で申請書の内容を審査、その事業が適当であると認められた場合、名寄市社会福祉協議会理事会に報告し、申請団体に対し「助成決定通知書」により通知します。

※助成実績

平成20年度：旭東北区延寿会	カラオケ装置一式
風連夢クラブ	カラオケ装置一式
平成21年度：名寄市AB友の会	カラオケ装置一式
東友夢クラブ	カラオケ装置一式
平成22年度：10区町内会シニアクラブ	キャノンモノクロ複合機一式
寺町区町内会	パナソニック42型プラズマテレビ一式
平成23年度：スペシャルオリンピックス日本北海道名寄地区会	デジタルHDビデオカメラ他一式
麻生親睦クラブ	カラオケアンプ他一式
平成24年度：東12区町内会	PAアンプ他一式
：風連旭友クラブ	DVDプレーヤー一式

※これまでに選考から漏れた物品…楽器、机、FF式ストーブ、エプロン等の消耗備品など。

⑦事業実施報告書等の提出

・助成を受けた団体は、「愛情銀行福祉機器等購入助成事業報告書」を名寄市社会福祉協議会及び名寄市愛情銀行運営委員会に、助成を受けた年度から3年間提出していただきます。

⑧助成物品の返還等

・助成物品は、次に該当した場合は、交付した助成物品を返還していただきます。

- *虚偽の申請、その他不正な手段により交付を受けたとき。
- *その他の交付の目的に著しく反する行為が認められたとき。
- *やむを得ない事情により、申請事業が実施できなくなったとき。

⑨申請書記入の留意事項

□様式1：愛情銀行福祉機器等購入助成事業申請書

- ・申請団体欄は、団体名を記載し、代表者名は団体代表者名で申請してください。
また、必ず連絡責任者名にもご記入下さい。
- ・上記物品の用途欄については、その物品をどのような目的で使用するのかを詳しくご記入下さい。
 - ・添付書類について、以下のものを必ず提出下さい。
 - 1) 組織の会則・定款・規約
 - 2) 組織の活動がわかるパンフレット・資料など
 - 3) 前年度の事業報告書と収支決算書
 - 4) 本年度の事業計画書と収支予算書
 - 5) 物品見積書とカタログ・パンフレット

□様式3：愛情銀行福祉機器等購入助成事業実施報告書

(本事業物品助成を受けた団体のみ)

・物品使用状況について、助成物品の使用頻度、どのようなことに使用したのか等を詳しくご記入下さい。

・活動の成果については、団体活動において、どのような効果があったのかを詳しくご記入下さい。

⑩その他

・助成を受けた団体は、名寄市社会福祉協議会及び名寄市愛情銀行運営委員会が助成事業内容に関する事項の調査及び報告を求めた場合は、協力していただきます。

お問い合わせ先

社会福祉法人 名寄市社会福祉協議会

名寄市西1条南12丁目1番地2名寄市総合福祉センター内 総務係

電話01654-3-9862/FAX01654-3-9949

E-mail: info@nayoro-shakyo.jp

* 風連支所：名寄市風連町西町196番地1風連庁舎内

電話01655-3-3777/FAX01655-3-3999